

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 徳島国民年金 事案420

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を納付した。社会保険庁の記録によると、申立期間は未納とされているが、夫の当該期間の国民年金保険料は納付済み（特例納付）となっている。私の分のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月ごろに夫婦連番で払い出されている上、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、納付日が確認できる47年4月から49年3月までの保険料は夫婦同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者台帳等において、申立人の夫の申立期間を含む昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料が、第2回特例納付実施期間内の50年12月20日に特例納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料も同時期に納付されたものと推認できる。

加えて、申立期間は、記録上強制加入期間である上、申立人が記憶している納付場所（A銀行B支店）も、特例納付が可能な金融機関であることから、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで  
② 昭和47年1月から51年9月まで

昭和46年6月15日に、A市区町村役場において、養父が、私の入籍手続、国民年金に係る住所変更手続等を行ってくれた。

その数日後、未納であった昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を養母がすべて過年度納付してくれ、その後は、養母が、私と養父母の国民年金保険料を合わせて、定期的に集金人に納付していた。

申立期間当時、養母から、国民年金保険料をきちんと納付した旨の報告を受けていたので、未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、養母が、申立人、養父及び養母に係る国民年金保険料を合わせて納付していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、養父母は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿検認記録によると、養父母の年金記録は、昭和46年4月から50年\*月（養父が60歳に達する前月）まで、すべて同一であることが確認できる。

また、申立人は、「婚姻時点において未納であった昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を、婚姻直後、養母が過年度納付してくれた。」と供述しているが、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿検認記録欄に、申立人の供述どおり、当該期間の国民年金保険料が46年6月26日に納付された旨の記載がなされていることから、婚姻直後の時点において、申立人及び養母が申立人の国民年金について、関心を持っていた状況がうかがえる。

さらに、A市区町村が保管する養父母に係る国民年金被保険者名簿検認記録によると、昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料が同年7月に納付されていることが確認できることから、過年度納付後に、養母が、申立人及び養父母の国民年金保険料を合わせて集金人に納付していたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和47年1月4日に国民年金被保険者資格（強制）を喪失し、51年10月1日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、47年1月4日から51年9月30日までは任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の養母が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和28年11月13日に、資格喪失日に係る記録を29年4月7日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月13日から29年4月7日まで

私は、申立期間について、まぐろ漁船のB丸に通信士として乗船していた。乗組員は約12、13名で、1航海が1か月ぐらいで大変危険な仕事だった。

船員保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人が申立期間において、B丸の通信士として乗船していたことは確認できる。

また、申立人及び当時の同僚は、申立期間にB丸に乗船していた人数を12、13名としており、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によれば、申立人を除く15名に船員保険被保険者期間が確認できることから、当時、B丸に乗り組んでいた乗組員のほぼ全員が船員保険に加入していたものと認められる。

さらに、当時乗船していた者からは「規則上、通信士は必ず乗り組む必要があった。」と供述しているところ、申立期間において、B丸に「通信士」として乗船した者は確認できない上、申立期間の前後の期間に「通信士」として乗り組んだ者（3名）には、船員保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が所在不明のため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されることになるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、46年7月から51年3月までの期間、平成元年1月から3年11月までの期間、4年3月、4年11月、5年1月及び5年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和41年4月から42年3月まで  
③ 昭和46年1月から同年3月まで  
④ 昭和46年7月から51年3月まで  
⑤ 平成元年1月から3年11月まで  
⑥ 平成4年3月  
⑦ 平成4年11月  
⑧ 平成5年1月  
⑨ 平成5年3月から同年12月まで

申立期間①については、亡くなった父がA市区町村の実家で保険料を納付してくれていたと兄から聞いた記憶がある。

申立期間②については、妻が私の保険料をB市区町村の集金人を通じて、申立期間③及び④については、妻がC市区町村の集金人を通じて納付した。

申立期間⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については当初未納であったが、おそらく平成6年1月頃、自宅にB市区町村の女性職員が訪ねてきて、制度改正により未納分の保険料をさかのぼって納付できると説明を受け、後日、その職員に未納分の一部30万円程度を現金納付し、その頃から、残りの未納分についても当月分の保険料とともに銀行で納付した。

申立期間①から⑨の保険料はすべて納付し60歳まで保険料を納付したので、65歳からは年金をもらえると信じていた。

申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は同申立期間の国民年金保険料の納付等に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、また、当時、申立人の父親と同居し国民年金に加入していた申立人の兄及び兄嫁からの供述も得られないなど、当時の状況が不明である。

また、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿等によれば、申立人の当該期間の保険料については申請免除であることが確認できるとともに、申立人の兄の昭和36年4月から37年3月分までの期間の保険料及び申立人の兄嫁の36年4月から38年3月までの期間の保険料についても、当時、申立人同様、申請免除であったことが確認できるなど、申立人の同申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について申立人の妻は、同申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、B市区町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の妻も当該期間の保険料は未納となっているとともに、申立期間③及び④についても、申立人の妻は、当該期間当時、夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、C市区町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の妻は当該期間の保険料が未納であるとともに、申立人の申立期間④のうちの昭和50年4月から51年3月までの保険料について申請免除となっていることが確認できる。
- 3 申立期間⑤から⑨までについて申立人は、平成6年1月頃、当該申立期間に係る保険料の一部についてB市区町村職員を通じてさかのぼって現金納付するとともに、残りの保険料は、以後、銀行で納付したとしているが、当該時点では特例納付実施期間ではないため、申立期間⑤に係る保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間⑥に係る保険料については、社会保険庁の記録により、当初、平成6年6月6日付けで社会保険事務所へ納付されたことが確認できるが、納付期限を過ぎていたため、時効により保険料が申立人へ還付されていることが確認できる。

さらに、B市区町村の記録によれば、申立期間⑨後の平成8年12月に同市国民年金指導員が申立人に対して、年金を受給するためには60歳に到達する前月の12年8月までの期間の保険料をすべて納付するとともに、60歳到達以降も国民年金に任意加入し、最低49月分の保険料を納付する必要がある旨の説明、指導等を行ったことが確認できるなど、8年12月当時B市区町村では、申立人の申立期間①から⑨の期間の保険料が社会保険庁の記録どおり、未納または申請免除として取り扱われていたことがうかがえる。

- 4 申立人、申立人の妻及び申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、

ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年6月まで  
申立期間の国民年金保険料については、実家の母親がA市区町村役場B支所窓口又は地区の婦人会を通じて1か月か3か月ごとに納付した。調査し納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の資格取得日は昭和49年7月1日(国民年金手帳記号番号の払出は昭和49年12月4日)であり、申立期間については国民年金未加入期間として取り扱われていたことが確認できるとともに、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことなど、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、申立人がA市区町村で住民登録されていた昭和48年4月から49年6月までの期間については、A市区町村が保管する「昭和48年度国民年金保険料集金簿(A市区町村婦人会B地区)」において申立人の氏名が確認できないことに加え、49年度と同集金簿によれば、申立人の国民年金資格取得日は社会保険庁の記録と同じ49年7月1日であり、49年4月から同年6月までの期間については保険料の集金対象者として取り扱われていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案424

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から10年3月まで  
二十歳に到達した時は学生であったが、国民年金に加入する義務があったので、母親が旧A市区町村役場で私の国民年金加入手続を行うと同時に学生免除申請の手続をしてくれた。申立期間について保険料免除の記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料に係る免除申請に関与しておらず、申立人の免除申請を行ったとする申立人の母親によれば、旧A市区町村(現B市区町村)役場において、毎年、申立人の申立期間の保険料に係る免除申請を行ったと説明しているが、B市区町村が保管する国民年金加入者に係る番号簿に申立人の氏名が確認できないなど、B市区町村において申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料に係る免除申請が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の戸籍の附票を確認したところ、申立人は平成8年3月11日付けでB市区町村からC市区町村に転出しており、転出先のC市区町村で申立人の国民年金の住所変更手続が行われた場合、申立期間のうち平成8年4月から10年3月までの保険料に係る免除申請は同市区町村で行うこととなるが、C市区町村によれば、同市区町村で申立人の国民年金の住所変更や免除申請手続が行われた記録は無く、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録も無い上、申立人及び申立人の母親から、C市区町村で申立人の申立期間の保険料に係る免除申請が行われたことをうかがわせる供述も得られない。

このほか、申立人の申立期間の国民年金保険料に係る免除申請が行われたことを示す関係資料(免除承認通知書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年9月から16年5月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和56年6月から平成15年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から平成16年5月まで

昭和56年6月の会社設立時から専務取締役を務め、平成4年5月からは代表取締役を務めていた。

報酬はずっと35万円であったと記憶しているが、社会保険庁の記録では標準報酬月額が実際の報酬額より低い金額で記録されており、平成15年9月以降の標準報酬月額については17年3月30日付けでさかのぼって引下げられている。

調査の上、申立期間について、実際に支払われていた報酬額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年9月から16年5月までについては、申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった16年6月1日より後の日付である17年3月30日に、15年9月から16年5月までの標準報酬月額が20万円から9万8,000円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書及び閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の取締役を務めており、平成4年5月6日からは代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、「申立人に係る標準報酬月額の訂正処理が行われた平成17年3月当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から保険料の納付を促す電話が何度もあり、社会保険事務所の指示により何らかの届出をしたことは記憶している。」と述べている上、申立人が保

管している平成17年3月30日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」にA社のゴム印が押されており、申立人は、当該通知書はA社が作成したものであると認めていることから申立人は自身の標準報酬月額が減額処理されることについて承知していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

さらに、申立期間のうち昭和56年6月から平成15年8月までについては、申立人が保管している平成13年、14年及び15年の申立人に係る源泉徴収簿によれば13年1月から15年8月までの報酬額は20万円と記載されており、社会保険料等の控除額は申立人に係る厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額20万円に対応する金額と一致していることから、申立人が主張する報酬額35万円に対応する厚生年金保険料が控除されていたとは考え難く、12年12月以前の期間については報酬額35万円に対応する厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。